

排出ガス対策

建設施工において、機械化施工が大気環境に与える負荷の軽減を目的として、排出ガス性能の良い建設機械の普及促進及び排出ガス対策を実施しています。

排出ガス基準値を満たした建設機械を指定する制度を平成3年度より行っており、国土交通省直轄工事において指定機械の使用を進めてきました。また平成18年度からはオフロード法によって、公道を走行しない建設機械を対象に排出ガス規制を行っています。

排出ガス対策型建設機械指定制度、建設施工におけるオフロード法、オフロード建設機械の排出ガス検討会については以下のリンク先を参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000006.html

騒音・振動対策

建設工事に伴う騒音・振動対策として、騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を「低騒音型・低振動型建設機械」として指定を行っています。機械を生活環境を保全すべき地域で行う工事では、指定を受けた機械の使用を推進しています。

低騒音型建設機械指定状況、低振動型建設機械指定状況、告示・通達関係については以下のリンク先を参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

地球温暖化対策

国土交通省は所管分野について地球温暖化対策を推進しており、その一環として、建設施工現場においても省エネルギー化の推進や低炭素型社会の構築に取り組んでいます。

先進技術であるハイブリッド機構や電動機構等を搭載し省エネ化を達成した建設機械の普及のため、「低炭素型建設機械認定制度」を平成22年度から進めており、補助金や融資等支援措置による普及促進を図っています。

また、建設機械ユーザーが省エネ効果を数値的に判断できるように、統一的な燃費の測定方法と目標となる燃費基準値（最も燃費値の良い値（トップランナー値））を世界で初めて定め、この燃費基準値を達成する建設機械の認定制度を平成25年度より行っています。

低炭素型建設機械の認定、燃費基準達成建設機械の認定、建設施工の地球温暖化対策検討分科会については、以下のリンク先を参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html